



10.ひとり親家庭への支援

担当:こども・子育て課 子育て推進担当

児童扶養手当

ひとり親家庭、父(母)親が重い障害状態にある児童の母(父)または母(父)親に代わってその児童を養育している人に、家庭生活の安定と自立の促進のために手当を支給する制度です。児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、障害児の場合は20歳未満)の養育者に支給されます。ただし、所得制限があり、申請者本人と扶養義務者(請求者本人からみた3親等内の直系親族などで、同番地で生計を同じくする人)の所得が一定以上の場合には手当の一部または全部が支給されません。公的年金などを受給できる場合にも支給制限があります。

手当を受給するには申請手続が必要です。

申請時には面談(1時間程度)があります。事前に面談の予約をしてください。

また、対象者は毎年8月に現況届の提出が必要です。

ひとり親家庭医療費助成制度

所得税非課税世帯のひとり親家庭の母(父)と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)および父母のいない児童を対象に、保険診療による医療費の自己負担分および高校3年生までの子どもの入院時の食事負担分を助成する制度です。

県内の医療機関において「マイナ保険証」もしくは医療保険の「資格確認書」と一緒に提示することにより、保険診療の範囲に限ってその費用額の一部の助成を受けることができる「ひとり親家庭医療費受給資格者証」を交付します。

助成を受けるためには申請が必要です。また、毎年8月に更新の手続きが必要です。
※県外の医療機関に支払った保険診療の自己負担分などの助成を受けるには、領収書などを添えて申請手続きをしてください。

母子家庭等自立支援給付金

ひとり親家庭の親が経済的自立のために、看護師などの資格取得の学校に行ったり、知識・技能習得の講座を受講したりすることに対して、生活費や受講料の一部を給付します。

●対象者 児童扶養手当受給水準などのひとり親家庭の親

●事前相談 給付を受けるには、事前に市に相談が必要です。

必ず、受講の申し込みをする前にこども・子育て課へお問い合わせください。

高等職業訓練 促進給付金

看護師などの資格取得のため、6か月以上養成機関などで修業をした時の生活費を給付します(上限あり)。

自立支援 教育訓練給付金

知識・技能の習得のための、雇用保険制度の教育訓練給付指定講座などの受講料の一部を給付します。

母子・父子・寡婦福祉資金の利子償還金補助

市内に居住し規定の母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している場合に、利子分を全額補助する制度です。

母子・父子・寡婦福祉資金とは

ひとり親家庭の経済的自立の支援や子どもの福祉を図るために、就労や児童の就学のために必要な資金など(12種類の資金)の貸付けを県から受けられる制度です。